

北海道立総合博物館協議会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、北海道立総合博物館条例（平成26年北海道条例第91号。以下「条例」という。）第27条の規定に基づき、北海道立総合博物館協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項について定めるものとする。

(専門部会)

- 第2条 条例第26条第1項の規定により、協議会に設置する専門部会の名称及び所管する北海道立総合博物館については、別表1のとおりとする。
- 2 条例第26条第2項の規定により、専門部会は協議会から付託された事項について調査審議するものとする。
- 3 専門部会長は、専門部会の調査審議の結果について、協議会に報告する。

(会議の公開)

- 第3条 協議会の会議は、北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号）第26条の規定に基づき、北海道立総合博物館協議会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 会長は協議会の会議における審議内容が北海道情報公開条例第26条ただし書きの規定に該当すると認める場合は、他の委員の了承を得た上で、協議会の会議を非公開とするものとする。

(傍聴人に対する指示)

第4条 会長は、傍聴人が会議の進行を妨害する行為をしたと認めたときは、傍聴人に対し、退場を命じることができる。

(議事録等)

第5条 協議会の議事要旨及び会議で使用した資料は、公表する。

(庶務)

第6条 協議会に関する庶務は、北海道博物館において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月4日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

名 称	所 管
北海道立総合博物館協議会アイヌ民族文化研究センター専門部会	北海道博物館

北海道立総合博物館協議会
アイヌ民族文化研究センター専門部会の設置について

(平成27年8月4日 北海道立総合博物館協議会決定)

1 設置について

北海道立総合博物館条例第26条に基づき、アイヌ民族文化研究センターの運営および中期目標・計画と年度計画におけるアイヌ民族文化関連項目に関する調査審議を行うため、本協議会に「アイヌ民族文化研究センター専門部会」を設置することとする。

2 付託事項について

本専門部会における付託事項は、以下のとおりとする。

- ①北海道博物館アイヌ民族文化研究センターの運営方針および中期目標・計画、年度計画について
- ②北海道博物館の中期目標・計画、年度計画のうち、アイヌ文化関連項目について
- ③これらの事業の評価について